

## 大和市条例第22号

### 大和市歩く健康づくり推進条例

いつまでも健康でいることは、わたしたち大和市民の共通の願いです。

人の平均寿命が延びたことによって、医療や介護の需要が高まり、健康上の問題がない状態で日常生活を送れる健康寿命という考え方が生まれました。この健康寿命を延ばすためには、自らが健康に興味を持ち、健康づくりに継続的に取り組む姿勢が欠かせません。

「歩く」ことは人間の基本的動作であり、適度な運動として、年齢、時間、場所を問わず、誰もが気軽に無理なく行うことができます。また、皆で楽しく取り組めば、周りの人へのあいさつからコミュニケーションが生まれ、まちに笑顔が広がります。このように「歩く」ことで心身の健康につながることを期待できます。

わたしたちは「歩く」ことを通じて日常生活に根付いた身近な健康づくりに取り組み、一人ひとりの「歩く健康づくり」が実現するよう、この条例を制定します。

#### (目的)

第1条 この条例は、前文に掲げた精神にのっとり、歩く健康づくりの推進に関する基本理念を定め、市の責務並びに市民及び団体等の役割とともに、基本理念を実現するための基本的な事項を定めることにより、歩く健康づくりに関する施策の総合的な推進を図り、もって市民一人ひとりの生涯にわたる健康の保持増進に寄与することを目的とする。

#### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 歩く健康づくり 日常生活の中で歩くことに着実に取り組むことによって、自らの生活習慣の改善等、心身の健康づくりに取り組むことをいう。
- (2) 団体等 市内において活動する団体及び事業者をいう。

#### (基本理念)

第3条 歩く健康づくりは、市民自らが、それぞれの健康状態に応じて取り組み、積極的かつ継続的に行うものとする。

2 歩く健康づくりは、市、市民及び団体等が連携を図りながら協力することで、皆が取り組みやすい環境を構築することによって行われるものとする。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念にのっとり、歩く健康づくりの推進に関する施策を総合的に実施する責務を有する。

(市民の役割)

第5条 市民は、自ら歩く健康づくりに取り組むことで、心身ともに健康な生活を目指すよう努めるものとする。

2 市民は、家庭、地域又は職場における歩く健康づくりに関する活動及び市が実施する歩く健康づくりの推進に関する施策に参加するよう努めるものとする。

(団体等の役割)

第6条 団体等は、その活動を行うにあたっては歩く健康づくりの推進に配慮するよう努めるとともに、市が行う歩く健康づくりの推進に関する施策に積極的に参加し、協力するよう努めるものとする。

(基本的施策)

第7条 市は、基本理念に基づき、市民及び団体等と連携し、次に掲げる施策を実施する。

- (1) 歩く健康づくりに関する情報の収集及び広報
- (2) 歩く健康づくりに関するイベントの開催
- (3) 歩く健康づくりに取り組みやすい環境整備
- (4) その他歩く健康づくりに必要と認める施策

(市民及び団体等に対する支援)

第8条 市は、市民が歩く健康づくりに積極的に取り組むことができるよう、市民による活動又は団体等が行う事業に対し必要な支援を行うものとする。

(財政上の措置)

第9条 市は、歩く健康づくりに関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、平成30年10月1日から施行する。